

## □阪神大震災から学校の防災教訓を考える

富士常葉大学環境防災学部 井野盛夫

学校における防災教育は自らの生命を大切に、他の人々を思いやる心の教育と位置づけ、地域の安全に役立つための防災態勢を理解できることを目的とする。目的を具体化するために児童・生徒の発達段階に合わせた防災教育と、安全行動ができる防災訓練が必要である。それに加え東海地域では予想される巨大地震に備え、地震予知関連情報に対応できる内容とするものでなければならない。静岡県は阪神大震災の教訓から東海地震に備えるための「静岡県地震対策推進条例」を制定し、学校も地域住民及び自主防災組織と連携して地震災害からの被害を最小限にする努力が期待されている。

### 1 阪神大震災の被災経験と対応

家屋の倒壊から逃れた住民数名が学校 1 階ロビーに避難し、しばらくすると人数が増えて体育館が一杯になる。その頃、別の学校では 2 階理科室から出火し、地域住民と職員の手で消火活動を試みたが手におえず翌朝まで燃え続ける。数時間が経過して学校にはけが人や遺体が次々と運ばれてくる。

避難してきた医師、看護婦により救護活動が始まり、教職員がけが人を近くの医療機関に搬送する。学校に運ばれた遺体を教職員の自家用車で区役所遺体安置所に搬送する。また、近隣の倒壊家屋の下敷きになった人の救出作業に教員が出向く。学校にあった毛布・布団を使い、半日も過ぎると避難した人は近所のスーパーからパンと牛乳を買ってくる。

以上は兵庫県教育委員会がまとめた「震災を生きて」(1996)から、発災直後の学校内の状況を抜書きしたものである。これが突然発生した事態に対して取られた行動であり、学校と地域社会との関係が示されている。その後、学校は災害発生時の避難所となり、教職員が避難者支援の役目を負うものと理解されるようになる。

### 2 静岡県の阪神大震災からの教訓

静岡県では大震災直後の支援活動から得た教訓を生かすため、東海地震対策見直し計画「地震対策 300 日アクションプログラム」を策定した。その後、平成 13 年に発表

した第3次地震被害想定を踏まえ、既に完了した434項目の継続及び基礎的な地震対策を除き、新たに実施すべき対策を加えた287項目を「東海地震アクションプログラム2001」として早期実現を目指している。

そのうち学校にかかわるアクションは、施設が避難所として使用されたことから施設の耐震化、発災時の施設管理、避難所としての運営体制の整備を重視している。具体的には建築物の耐震対策として「学校等避難所の耐震化の推進」、長期の避難生活が学校内で行われることを考慮して「学校教職員等のための避難所運営支援マニュアルの作成」、飲料水や生活水の確保対策のための「公園、学校等に井戸の設置の促進」などが進められている。また、県民の意識啓発として特に「地震防災教育の推進」を計画の重要事項として位置づけ、「学校教育における防災教育の充実」「教職員に対する地震防災に関する研修の充実」「県立大学での防災講座の開設」の推進を図っている。

### 3 静岡県防災教育基本方針の提言

静岡県教育委員会は平成14年2月、「静岡県防災教育研究会議」を組織して防災教育基本方針を策定した。全ての災害発生時に自らの安全を確保し、他の人々や地域の安全に役立つことができ、特に、東海地震については十分に理解し的確に対応できる人材を育てることを目標としている。目標を具体化するため学校の訓練内容の整理、学校における防災教育の推進体制の整備、情報ネットワークの構築、児童生徒の心のケア対策の促進、学校・地域社会・行政との連

携の促進を掲げている。過去の防災教育では、教育活動全体を通じての体系的・計画的な取り組みに欠ける嫌いがあったこと、児童等の発達段階やそれぞれの所在する地域の特性に応じた指導が乏しかったこと、学校、保護者、地域社会、行政の密接な連携が不足していたことが挙げられ、特に防災管理センターの「学校の地震防災対策マニュアル」であったと指摘された。

### 4 新たな地震予知関連情報への対応

大規模地震対策特別措置法による強化地域指定内の学校は、緊急応急措置として従来は警戒宣言が発せられると直ちに授業を中止し、児童・生徒を帰宅させることになっていた。平成15年7月に防災基本計画を見直し、新たに「東海地震緊急対策方針」により東海地震観測情報や同注意情報、同予知情報が出されることになり、注意情報発令の時点で児童・生徒を帰宅させることになった。新たな情報の提供は緊急対策の効果を上げるためのものであり、従来の計画を早急に変更することが求められている。

### 5 私立学校における防災対策の現状

静岡県私学防災安全教育専門委員会が平成16年8月末に学校における防災訓練の現状を調査した。調査対象は小中高校を合せ46団体、そのうち高等学校が43校で、調査対象の時期は15、16年度の2年間にまたがる1年間の実績である。

防災訓練は調査した全ての学校において実施され、複数回のところもあった。実施時

期としては9月1日の「防災の日」に行ったところが最も多く、3学期の始業日に当たるため事務的に行われたきらいがある。訓練の実施日を学校防災計画(危機管理計画)に記載しているところは皆無で、実施時間も6割の学校が1時間以内で終了している。訓練が国民的行事の一つとして扱われ、自らの安全を確保するという目標から遠い状態である。

訓練内容は講話、避難訓練、避難先での点呼、消火訓練、避難器具操作訓練が一般的であって、ほぼ1時間内に収めるため項目を減らして短縮する方法が取られている。1時間を越える学校においては講話の時間を長くする場合や担架による搬送、全員が避難器具を使って行動するなど独自の内容が加えられている。これまで静岡県は風水害、高潮、地震、津波、火災、爆発、事故などに見舞われたが、地震発生後の避難行動が中心となっている。

地震発生時を予想した訓練は、まず放送により地震発生を伝え机下に潜る指示を行う。次に入出口を確保して屋外への避難行動に移る。そして屋外で人員点呼(情報伝達訓練)を行った後に消火器を使っての消火訓練、又は放水訓練が標準的な内容である。更に、集団下校を訓練に加えているほか、実施事例は少ないが応急手当訓練、心肺蘇生法訓練、炊出し訓練、災害図上訓練などが注目される。その他の訓練に、非常食の試食、煙体験や起震車体験、「地震防災ガイドブック」を基にした勉強会、避難用シューター訓練等がある。

## 6 訓練のあるべき姿—まとめとして

阪神大災害では被災した住民が学校に押しかけたが、学校施設や教職員にとっては突発的な事態であった。強化地域の指定後四半世紀が経過したが、教育の一環として防災訓練を実施するのか、又は地域住民として巨大災害に備えた訓練であるのか目標が明確でない。防災教育として児童・生徒の発達段階に合せた防災学習会を実施し、学校全体が参加する体系的な訓練が理想である。また、大災害が発生した場合、自主防災組織単位の行動が一般的であり、地域社会の構成員として高校生の参加が期待されている。学校、保護者、地域社会、行政の密接な連携のもとに実施する訓練としたいものである。

東海地震に係る予知関係情報の内容は進化し複雑になってきた。学校では新しい情報を取り入れた計画に変更していないため、東海地震注意情報が発せられてもそのままの状況に置かれる可能性が高い。所によっては避難所に指定されている学校があり、公立学校と同じ対応を取らなければ学校へ住民が突然避難してくることが想定される。

防災訓練が終了した後は、学校管理者や校長は参加者に対して訓練の講評は必ず行いたい。訓練の目的を達したのか、参加者として十分に安全な行動であったのかについて評価をすべきである。訓練を実施した際の支障はそのままにせず、学校防災計画(地震防災応急計画)の見直しを継続的にやりたいものである。

東海地域における新たな地震予知関連情報

地震前兆 現象監視	異常現象の監視	異常現象を捕足	異常現象が進展	異常現象の加速
歪計の異常 か所数	0	1	2	3
東海地震に 関する情報	観測データの変化報 道	観測情報	注意情報	予知情報・警戒宣言 発令
防災関係 機関の対応	・ 予防対策  ・ 訓練の実施	・ 情報収集体制	・ 準備体制  ・ 住民への広報開始	・ 地震災害警戒 本部の設置  ・ 地震防災 応急対策の実施
市民生活	・ 住宅の耐震化  ・ 津波、崖崩れ、 危険地域の周知	・ 児童、生徒の帰宅 準備  ・ 社会福祉通所者 引き渡し準備	・ 旅行自粛、小売店 営業  ・ 児童、生徒の帰宅  ・ 伝言ダイヤル171 利用開始	・ 危険地域住民の避 難  ・ 鉄道運行中止  ・ 道路使用制限

<参考資料>

- ・ 静岡県防災教育基本方針：静岡県教育委員会、2002. 2.
- ・ 同 上 参考資料編：静岡県教育委員会、2002. 2.